

令和元年 第10回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員 (13名)

1番 小林 満	2番 野里 光幸	3番 溝井 雅幸
4番 廣中 和幸	5番 樋渡 秀晃	6番 佐藤 秀昭
7番 伊東 勉	8番 井上 雅明	9番 有馬 和幸
10番 早川 喜男	11番 齊藤 貴浩	12番 大槻 尚浩
13番 大平 正剛		

4. 欠席委員 (なし)

5. 議に付した事件

議案第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 現況証明について

議案第24号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 蓑島 賢治

事務局次長 名和 祐一

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

会 長 開会挨拶

会 長 それでは只今より、令和元年第10回置戸町農業委員 会議を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、13番 大平正剛委員、1番 小林満委員を指名します。
事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日の提案議案は、議案第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、議案第24号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」までの4件です。
以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは、議案第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。
事務局より説明させます。

次 長 議案第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による通知について、下記のとおり提出があったので審議を求めます。提出年月日は本日付です。案件は3件です。理由は3件とも賃貸借契約の解約です。

1番 貸付人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、借受人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
申請地は字〇〇〇〇番〇〇外〇〇筆で、面積は 46,522㎡です。場所につきましては2番と同じ箇所ですので、2番説明後に説明いたします。

2番 貸付人は、1番と同じく、〇〇〇〇さんです。
借受人は〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さんです。
申請地は字〇〇〇〇番〇〇外〇〇筆で、面積は 94,511㎡です。場所につきましては7頁の第1図をお開きください。
(第1図にて概要説明)
1ページにお戻りください。

3番 貸付人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、借受人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇秀樹さんです。
申請地は字〇〇〇〇番〇〇の内、外〇〇筆で、面積は 32,372㎡です。場所につき

ましては、8頁の第2図をお開きください。

(第2図にて概要説明)

以上で、議案第21号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第21号について説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第21号については、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局より説明させます。

次 長 議案の2ページをお開きください。

次 長 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。
提出年月日は本日付です。案件は11件です。

1 番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
利用権の設定等をするもの、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、72,941㎡、利用権設定等の種類は所有権です。
売買金額は 11,000,000円で、10a当り 150,000円です。
あっせん委員は、有馬委員、伊東委員、樋渡委員です。
場所につきましては、2番、3番と近接した箇所ですので、3番説明後に説明いたします。

- 2番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
利用権の設定等をするもの、売り手は、1番と同じく、〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、30,641㎡、利用権設定等の種類は所有権です。
売買金額は 4,080,000円で、10a当り 133,000円です。
あっせん委員は、有馬委員、伊東委員、樋渡委員です。
- 3番 利用権の設定等を受けるもの、
買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
利用権の設定等をするもの、売り手は、1番と同じく、〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字雄勝243番で面積合計は、14,111㎡、利用権設定等の種類は所有権です。
売買金額は 300,000円で、10a当り 21,000円です。
あっせん委員は、有馬委員、伊東委員です。
場所につきましては、9頁、第3図をご覧ください。
(第3図にて概況説明)
2ページにお戻りください。
- 4番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
利用権の設定等をするもの、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、70,687㎡、利用権設定等の種類は所有権です。
売買金額は 3,150,000円で、10a当り 44,000円です。
あっせん委員は、伊東委員、齊藤委員です。
場所につきましては、10頁、第4図をご覧ください。
(第4図にて概況説明)
3ページをお開きください。
- 5番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
利用権の設定等をするもの、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、46,521㎡、利用権設定等の種類は所有権です。
売買金額は 2,695,000円で、10a当り 58,000円です。
あっせん委員は、野里委員、伊東委員、齊藤委員です。
場所につきましては、6番、7番と近接した箇所ですので、7番説明後に説明いたします。
- 6番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、売り手は、5番と同じく、〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、23,923㎡、利用権設定等の種類は所有権です。

売買金額は 1,297,000円で、10a当り 54,000円です。

あっせん委員は、野里委員、伊東委員、齊藤委員です。

7番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、売り手は、5番と同じく、〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、23,919㎡、利用権設定等の種類は所有権です。

売買金額は 1,575,000円で、10a当り 65,000円です。

あっせん委員は、伊東委員、齊藤委員です。

場所につきましては、11頁、第5図をご覧下さい。

(第5図にて概況説明)

3ページにお戻りください。

8番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、76,452㎡、利用権設定等の種類は所有権です。

売買金額は 3,535,000円で、10a当り 46,000円です。

あっせん委員は、井上委員、廣中委員です。

場所につきましては、9番と近接した箇所ですので、9番説明後に説明いたします。

9番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、売り手は、8番と同じく、〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、205,595㎡、利用権設定等の種類は所有権です。

売買金額は 9,360,000円で、10a当り 45,000円です。

あっせん委員は、井上委員、廣中委員です。

場所につきましては、12頁、第6図をご覧下さい。

(第6図にて概況説明)

4ページをお開き下さい。

10番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

利用権の設定等をするもの、売り手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。

土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 外〇〇筆で面積合計は、46,370㎡、利用権設定等

の種類は所有権です。

売買金額は 6,510,000円で、10a当り 140,000円です。

あっせん委員は、有馬委員、伊東委員、樋渡委員です。

場所につきましては、11番と近接した箇所ですので、11番説明後に説明いたします。

11番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
利用権の設定等をするもの、売り手は、10番と同じく、〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇 で面積合計は、50,113㎡、利用権設定等の種類は所有権です。

売買金額は 7,191,000円で、10a当り 143,000円です。

あっせん委員は、伊東委員、樋渡委員です。

場所につきましては、13頁、第7図をご覧ください。

(第7図にて概況説明)

以上で、議案第22号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第22号について説明がありました。
これから質疑を行います。質疑は3番、7番、11番を除き行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第22号1番2番、4番から6番、8番から10番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第22号1番2番、4番から6番、8番から10番については、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案22号の3番について質疑を行います。
〇〇番 〇〇〇〇委員の退出を命じます。(〇〇委員退席)
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第22号の3番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第22号の3は、原案のとおり可決いたしました。〇〇番 〇〇委員の復席を許可します。 (〇〇委員復席)

会 長 事務局より、議案第22号7番について説明がありました案件は、私が買い手の案件ですので、議長を会長職務代理者の〇〇番〇〇委員にお願いを致します。
(〇〇番〇〇委員議長登壇)

議 長 それでは議事を進行します。
〇〇番、〇〇委員の退席を命じます。(〇〇委員退席)

これから議案第22号の7番について質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

議 長 賛成多数と認め、議案第22号の7番につきましては、原案のとおり可決いたしました。
〇〇番、〇〇委員の復席を許可します。(〇〇委員復席)
それでは、議長を交替します。
(〇〇委員降壇) (〇〇議長登壇)

会 長 〇〇議長、ありがとうございました。

会 長 次に、議案22号の11番について質疑を行います。
〇〇番 〇〇委員の退出を命じます。(〇〇委員退席)
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第22号の11番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第22号の11番は、原案のとおり可決いたしました。〇〇番 〇〇委員の復席を許可します。(〇〇委員復席)

会 長 次に、議案第23号「現況証明について」を議題とします。
事務局より説明させます。

次 長 議案の5ページをお開きください。
議案第23号 現況証明について 現況証明願が下記のとおり申請されているので審議を
求める。提出年月日は本日付です。
案件は2件です。

1 番 土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇で、台帳地目は牧場、現況地目は農地・採草放牧地以外で、
面積は 5, 268㎡です。
申請理由は山林への地目変更登記のためでございます。
申請人は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
現況調査は令和元年11月7日 早川委員、溝井委員、大槻委員で実施を致しました。
場所につきましては、14項 第8図をご覧ください。
(第8図にて概況説明)
5ページにお戻りください。

2 番 土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇、台帳地目は雑種地、現況地目は農地で、面積は204㎡
です。
申請理由は、畑への地目変更登記のためでございます。
申請人は置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんです。
現況調査は令和元年11月7日 伊東委員、井上委員、齊藤委員で実施を致しました。
場所につきましては、15項 第9図をご覧ください。
(第9図にて概況説明)
5ページにお戻りください。
以上で議案第23号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第23号についての説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第23号については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお
願います。
(挙手多数)

- 会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第23号については、原案のとおり可決いたしました。
- 会 長 次に、議案第24号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。
事務局より説明させます。
- 次 長 議案の6ページをお開きください。
議案第24号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 ご説明いたします。
このことについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号の規定に基づき農地
利用最適化推進委員の委嘱について審議の上、適否の決定も求めるものです。
記、置戸町農業委員会が所管する地域について、農地利用最適化推進委員を委嘱しない。
理由、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている農業委員会で、政令で定
める遊休農地率が1%以下及び、集積率が70%以上の基準に該当する場合は、農地利用最
適化推進委員を委嘱しないことができるとされている。置戸町においては、遊休農地率は0%、
集積率が92%となっているため、農地利用最適化推進委員を委嘱しないものとする。
以上で、議案第24号の説明を終わります。
- 会 長 ただいま、事務局より議案第24号についての説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)
- 会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第24号については、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお
願いします。
(挙手多数)
- 会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第24号については、原案のとおり可決いたしました。
- 会 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
これで、令和元年 第10回農業委員 会議を閉会いたします。